



# 三重県公報

令和4年2月22日 (火)

第 288 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
4	三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則	( 税 務 企 画 課 )	2
5	三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	( 同 )	47
6	肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	( 農 産 園 芸 課 )	50
<b>告 示</b>			
71	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	51
72	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	52
73	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	52
74	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	52
75	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定	( 同 )	52
76	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	( 同 )	53
77	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	( 同 )	53
78	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	( 同 )	53
79	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	( 農産物安全・流通課 )	53
80	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの業務の休止の届出	( 同 )	54
81	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 中小企業・サービス産業振興課 )	54
<b>公 告</b>			
	土地改良区の役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	54
	土地区画整理組合の解散認可	( 都 市 政 策 課 )	55
	市街地再開発組合からの理事長の氏名及び住所の届出	( 住 宅 政 策 課 )	55

規 則

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年二月二十二日

三重県知事 一 貝 勝 之

**三重県規則第四号**

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。  
第三号様式之二を次のように改める。

第 3 号様式の 2 (第 8 条関係)

(第二次納税義務者又は保証人宛て)						年 月 日			
住(居)所 氏 名 様						三重県知事 県税事務所長 自動車税事務所長			
納付(納入)通知書									
あなたは、下記「処分理由」により、下記の納税者(特別徴収義務者)の第二次納税義務者(保証人)として、同人の滞納金額のうち、下記の金額を納めなければならないこととなりましたので、納付(納入)期限までに納めてください。									
納 税 者			住(居)所						
(特別徴収義務者)			氏 名						
滞 納 金 額	年度	期別	税 目	納 期 限	税 額	延滞 金額	加 算 金額	滞 納 処分費	計
				. .					
				. .					
				. .					
	合 計								円
上記のうち、あなたの納付(納入)すべき金額			納付(納入)の期限			納付(納入)場所			
円			年 月 日			指定金融機関又は郵便局			
処 分 理 由									
(注意事項) ① 滞納金額のうち延滞金額及び滞納処分費については、この通知書作成の日までの分を概算したものです。 ② 滞納金額のうち延滞金額については、法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。									

注 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。



第十六号様式（その一）から第十六号様式（その六）までを次のように改める。

第16号様式 (第8条、第16条関係)  
(その1)

納付書		[県税]	
口座番号	主 管 (加入者)		
(通知書番号及び税目により必要な事項)			
年度	期 (月分)	随時	税
税	額		円
過少申告	加 算 金		
不 申 告	金		
重 加 算 金	金		
延 滞 金	金		
計 期	限	年	月
納 期	限	年	月
年 月 日			
上記の金額を領収したから通知します。			
消込整理者印			
日	数	金	額
計			
領収日付印			

領収済通知書 (正本)		[県税]	
口座番号	主 管 (加入者)		
(通知書番号及び税目により必要な事項)			
年度	期 (月分)	随時	税
税	額		円
過少申告	加 算 金		
不 申 告	金		
重 加 算 金	金		
延 滞 金	金		
計 期	限	年	月
納 期	限	年	月
年 月 日			
上記の金額を領収したから通知します。			
消込整理者印			
指定金融機関		領収日付印	
取りまとめ店			
会社 管理 者 納 入 員		あて	
県 税 務 所 出 納 員			
自動車税事務所出納員			
指定金融機関			
取りまとめ店			
領収日付印			

備考 1 この様式を第23号様式による納税通知書と一連にして使用する場合は、領収証書の部分を省略すること。  
2 この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。

領収済通知書 (副本)				県 税
口座番号		主 管 (加入者)		
(通知書番号及び税目により必要な事項)				
年度	期 (月分)	随 時	県 税	税
税	額			円
過少申告 不 申 告	加 算 金			
重 加 算 金				
延 滞 金				
	計			
納 期 限				年 月 日
上記の金額を領収しましたので通知します。				
				年 月 日
				領 収 日 付 印
				指定金融機関 収納代理金融機関

領 収 証 書				県 税
口座番号		主 管 (加入者)		
(通知書番号及び税目により必要な事項)				
年度	期 (月分)	随 時	県 税	税
税	額			円
過少申告 不 申 告	加 算 金			
重 加 算 金				
延 滞 金				
	計			
納 期 限				年 月 日
上記の金額を領収しました。				
				年 月 日
				領 収 日 付 印
				指定金融機関 収納代理金融機関



(その3)

<p style="text-align: center;"><b>三重県納入済通知書 ㊦</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>合計</td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>届納税番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td colspan="10">納付区分</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>期別/事業年度</td> <td>申告/調定事由</td> <td colspan="10">納税者番号</td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	合計	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	届納税番号	納付番号	確認番号	納付区分										税目	期別/事業年度	申告/調定事由	納税者番号										<p style="text-align: center;"><b>三重県納付書 ㊧</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>期別/事業年度</td> <td>納税者番号</td> <td>十</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>申告/調定事由</td> <td>納付番号</td> <td colspan="11">納税額</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>加算金</td> <td colspan="11">延滞金・加算金</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="12">合計</td> </tr> <tr> <td>納税者住所・氏名</td> <td colspan="12">納期限</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td colspan="9">額収日付印</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(取扱金融機関控)</p>	加入者名	口座番号	期別/事業年度	納税者番号	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	申告/調定事由	納付番号	納税額											延滞金	加算金	延滞金・加算金											合計	合計												納税者住所・氏名	納期限												納期限	年	月	日	額収日付印									<p style="text-align: center;"><b>三重県領収証書</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税日</td> <td>期別/事業年度</td> <td>申告/調定事由</td> <td>納税者番号</td> <td>納付番号</td> <td>納税額</td> <td>延滞金・加算金</td> <td>合計</td> <td>納期限</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td colspan="12">上記の金額を領収しました。</td> </tr> <tr> <td colspan="12">額収日付印</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(納税者保管)</p>	税日	期別/事業年度	申告/調定事由	納税者番号	納付番号	納税額	延滞金・加算金	合計	納期限	年	月	日	上記の金額を領収しました。												額収日付印											
加入者名	口座番号	合計	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																																																
届納税番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																																																																																																									
税目	期別/事業年度	申告/調定事由	納税者番号																																																																																																																																																									
加入者名	口座番号	期別/事業年度	納税者番号	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																																																																																																																																															
申告/調定事由	納付番号	納税額																																																																																																																																																										
延滞金	加算金	延滞金・加算金																																																																																																																																																										
合計	合計																																																																																																																																																											
納税者住所・氏名	納期限																																																																																																																																																											
納期限	年	月	日	額収日付印																																																																																																																																																								
税日	期別/事業年度	申告/調定事由	納税者番号	納付番号	納税額	延滞金・加算金	合計	納期限	年	月	日																																																																																																																																																	
上記の金額を領収しました。																																																																																																																																																												
額収日付印																																																																																																																																																												

備考 この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。



(その5)

<b>77 三重県</b> 自動車税種別割納入済通知書	公 司 通商私法料金 加入者負担	公 司 通商私法料金 加入者負担
加入者 三重県 口座番号 収納機関番号 納付番号 納付区分 税目 自動車税種別割 年度 登録番号 納期限 年月日	加入者名 三重県 税額 延滞金 合計 登録番号 年度 税目 自動車税種別割 納期限 年月日	加入者名 三重県 税額 延滞金 合計 登録番号 年度 税目 自動車税種別割 納期限 年月日
34	下記の書体に 記入して ください。 延滞金 合計 01234 56789	納税者の氏名 領収日付印 金融機関使用欄 日 計 領収日付印 日 数 金額 備 考
三重県納付書 原簿兼払込金受領書		三重県領収証書 登録番号 車台番号 年 度 税 目 自動車税種別割 納付番号 上 万 千 百 十 円 税 額 延 滞 金 合 計 納期限 年 月 日 上記の金額を領収しました。 領収日付印

備考 この様式を第23号様式による納税通知書と一連にして使用する場合は、領収証書の部分を省略すること。  
 この様式は、必要な調整をして使用することができる。

(その6)

<p style="text-align: center;"><b>三重県納入済通知書</b> ㊦</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>納付番号</td> <td>納付区分</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>取納機番</td> <td>納付番号</td> <td>納付番号</td> <td>納付区分</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>年度</td> <td>登録番号</td> <td>納期限</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	納付番号	納付区分	年	月	日	取納機番	納付番号	納付番号	納付区分	年	月	日	税目	年度	登録番号	納期限	年	月	日	<p style="text-align: center;"><b>三重県納付書</b> ㊦</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>納付番号</td> <td>納付区分</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>年度</td> <td>登録番号</td> <td>納期限</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>自動車税種別</td> <td>納税者住所氏名</td> <td>納期限</td> <td>日</td> <td>計</td> <td>額</td> <td>取</td> <td>日</td> <td>付</td> <td>印</td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	納付番号	納付区分	年	月	日	税額	延滞金	合計	年度	登録番号	納期限	年	月	日	自動車税種別	納税者住所氏名	納期限	日	計	額	取	日	付	印	<p style="text-align: center;"><b>三重県領収証書</b> ㊦</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>税目</td> <td>自動車税種別</td> <td>納付番号</td> <td>税額</td> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>登録番号</td> <td>納期限</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>上記の金額を領収しました。</td> <td>額</td> <td>取</td> <td>日</td> <td>付</td> <td>印</td> </tr> </table>	年度	税目	自動車税種別	納付番号	税額	延滞金	合計	登録番号	納期限	年	月	日	上記の金額を領収しました。	額	取	日	付	印
加入者名	口座番号	納付番号	納付区分	年	月	日																																																													
取納機番	納付番号	納付番号	納付区分	年	月	日																																																													
税目	年度	登録番号	納期限	年	月	日																																																													
加入者名	口座番号	納付番号	納付区分	年	月	日																																																													
税額	延滞金	合計	年度	登録番号	納期限	年	月	日																																																											
自動車税種別	納税者住所氏名	納期限	日	計	額	取	日	付	印																																																										
年度	税目	自動車税種別	納付番号	税額	延滞金	合計	登録番号	納期限	年	月	日																																																								
上記の金額を領収しました。	額	取	日	付	印																																																														
<p>切り取らないで金融機関等にお出しください。</p>																																																																			

備考 この様式は、必要な調整をして使用することができる。



第十六号様式（その六）の次に次の二様式を加える。



(その8)

<b>**</b> 三重県 納入済通知書 ㊦ <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">加入者名</td> <td style="width:10%;">三重県</td> <td style="width:10%;">口座番号</td> <td style="width:10%;">合計</td> <td style="width:10%;">納付区分</td> <td style="width:10%;">納税者番号</td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>納付事由</td> <td>確認番号</td> <td>納税者番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td>期別/事業年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	加入者名	三重県	口座番号	合計	納付区分	納税者番号	取納機関番号	納付番号	納付事由	確認番号	納税者番号		税目	期別/事業年度					<b>**</b> 三重県納付書 ㊧ <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">納入者名</td> <td style="width:10%;">口座番号</td> <td style="width:10%;">期別/事業年度</td> <td style="width:10%;">納税者番号</td> <td style="width:10%;">納付事由</td> <td style="width:10%;">納税者番号</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>納税者氏名</td> <td>日計</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>納税者氏名</td> <td>日計</td> <td>領収日付印</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>納税者氏名</td> <td>日計</td> <td>領収日付印</td> <td>領収日付印</td> <td>領収日付印</td> </tr> </table>	納入者名	口座番号	期別/事業年度	納税者番号	納付事由	納税者番号	税額	延滞金	合計	納税者氏名	日計	領収日付印	延滞金	合計	納税者氏名	日計	領収日付印	領収日付印	合計	納税者氏名	日計	領収日付印	領収日付印	領収日付印	三重県領収証書 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">税目</td> <td style="width:10%;">期別/事業年度</td> <td style="width:10%;">申告/調定事由</td> <td style="width:10%;">納税者番号</td> <td style="width:10%;">納付番号</td> <td style="width:10%;">税額</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>納税者氏名</td> <td>日計</td> <td>領収日付印</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>納税者氏名</td> <td>日計</td> <td>領収日付印</td> <td>領収日付印</td> <td>領収日付印</td> </tr> </table>	税目	期別/事業年度	申告/調定事由	納税者番号	納付番号	税額	延滞金	合計	納税者氏名	日計	領収日付印	領収日付印	合計	納税者氏名	日計	領収日付印	領収日付印	領収日付印
加入者名	三重県	口座番号	合計	納付区分	納税者番号																																																									
取納機関番号	納付番号	納付事由	確認番号	納税者番号																																																										
税目	期別/事業年度																																																													
納入者名	口座番号	期別/事業年度	納税者番号	納付事由	納税者番号																																																									
税額	延滞金	合計	納税者氏名	日計	領収日付印																																																									
延滞金	合計	納税者氏名	日計	領収日付印	領収日付印																																																									
合計	納税者氏名	日計	領収日付印	領収日付印	領収日付印																																																									
税目	期別/事業年度	申告/調定事由	納税者番号	納付番号	税額																																																									
延滞金	合計	納税者氏名	日計	領収日付印	領収日付印																																																									
合計	納税者氏名	日計	領収日付印	領収日付印	領収日付印																																																									

備考 この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。

第十二号様式（その一）から第十三号様式（その十一）までを次のように改める。

第 23 号様式 (第 20 条関係)

(その 1)

(表)

税 納 税 通 知 書 兼 領 収 証 書								県 税
口座 番号		主 管 (加入者)						
(通知書番号及び税目により必要な事項)								
住 所								
氏 名 <span style="float: right;">様</span>								
年度	期 月 随 時	県 税	税					
税 額								円
延 滞 金								
計								
(課税標準、適用税率及び納付税額)								
納 期 限	年 月 日							
上記の金額を地方税法第 条及び三重県県税条例第 条の規定によつて賦課しましたから、納期限までに当所 又は裏面記載の金融機関等に納めてください。  年 月 日  県 税 事 務 所 長 自 動 車 税 事 務 所 長							上記の金額を領 収しました。  領収日付印	
							<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; display: inline-block; margin: 0 auto;">印</div>	

(裏)

納付していただく場所

○県内取扱先

三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関

三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局

各県税事務所

○県外取扱先

三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関

愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付することになりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。



(裏)

納付していただく場所

○県内取扱先

三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関

三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局

各県税事務所

○県外取扱先

三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関

愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

○三重県が指定したコンビニエンスストア

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付することになりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。





(裏)

納付していただく場所

○県内取扱先

三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関

三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局

各県税事務所

○県外取扱先

三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関

愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

○三重県が指定したコンビニエンスストア

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付することになりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。



(裏)

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。



## (裏)

## 延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

## この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(その6)

(表)

住所氏名様	不動産取得税	納税通知書																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 15%;">納税者番号</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>月随時</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> </table>		年度	納税者番号		月随時	税額	円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">共同取得者の氏名又は名称</td> </tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> <tr><td colspan="2"> </td></tr> </table>		共同取得者の氏名又は名称											
年度	納税者番号																				
月随時	税額	円																			
共同取得者の氏名又は名称																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">課税標準額 (千円)</td> <td style="width: 15%;">税率 (%)</td> <td style="width: 70%;">税額 (円)</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>		課税標準額 (千円)	税率 (%)	税額 (円)							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">物件所在地</td> <td style="width: 33%;">地目又は種類</td> <td style="width: 34%;">取得原因</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>		物件所在地	地目又は種類	取得原因						
課税標準額 (千円)	税率 (%)	税額 (円)																			
物件所在地	地目又は種類	取得原因																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">納期限</td> <td style="width: 33%;">年</td> <td style="width: 34%;">月</td> <td style="width: 34%;">日</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>		納期限	年	月	日					<p>上記の金額を地方税法第73条の2及び三重県税条例第56条の規定により賦課しましたから、納期限までに当所又は裏面記載の金融機関等に納めてください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p>											
納期限	年	月	日																		

(裏)

納付していただく場所

- 県内取扱先  
三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
- 三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局  
各県税事務所
- 県外取扱先  
三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関
- 愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局
- 三重県が指定するコンビニエンスストア

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付することになりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができません。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通程出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決がなりましたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができません。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することを避けるため緊急の必要があるとき、②処分 処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決をしないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後も審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。



(その7)

(表)

住 所 様  
氏 名

不 動 産 取 得 税 納 税 通 知 書

	年度	納 税 者 番 号	
月 随 時 税 額	円		
課 税 標 準 額 (千 円)	税 率 (%)	税 額 (円)	
納 期 限	年	月	日

納付書の送付先

上記の金額を地方税法第73条の2及び三重県条例第56条の規定により賦課しましたから、納期限までに当所又は裏面記載の金融機関等に納めてください。

年 月 日

県税事務所長 印

(裏)

納付していただく場所

- 県内取扱先  
三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関  
三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局  
各県税事務所
- 県外取扱先  
三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関  
愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局
- 三重県が指定するところ

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付することになりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができません。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。この処分

取消の訴えは、この処分に対する審査請求を提出した後でなければ提起することができません。この処分を代表する者は、この裁判がなされたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁判がないことにつき正当な理由があるときは、この裁判を経ずに訴訟を提起することをできます。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁判を経ずに訴訟を提起

することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁判があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁判）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(その8)

(表)

住所 氏名		様		鉦 区 税 納 税 通 知 書	
年度	納税者番号	共同鉦業権者の氏名・名称			
定期 随時	税額	円			
課税標準 (アール)	税 率 (円)	税 額 (円)	登録している鉦業権は共同によるものですので、共同鉦業権者全員にこの税額と同じ納税通知書を送付していますが、下記の納付書に記載の税額が共同鉦業権者全員分の納税額となりますので、共同鉦業権者で協議のうえ、下記の納付書によって納税してください。 ※納税額は、共同鉦業権者全員の納税通知書を合計した額ではありません。		
納 期 限	年 月 日	鉦業権の内容			
		鉦区所在地	面積 (アール)		
登 録 番 号	第 号				
上記の金額を地方税法第178条及び三重県県税条例第138条の規定により賦課しましたから、納期限までに当所又は裏面記載の金融機関等に納めてください。					
年 月 日					
県税事務所長 印					

(裏)

納付していただく場所

○県内取扱先

三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関

三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局

各県税事務所

○県外取扱先

三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関

愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付することになりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(その9)

(表)

自動車税種別割納税通知書兼領収証書			
住所  氏名          様	登録番号		
	車台番号		
	年 度	年度	
	税 目	自動車税種別割	
	納付番号		
	税 額	十 万 千 百 十 円	
	延滞金		
	合 計		
	納期限	年 月 日	
上記の金額を領収しました。			
右上記の金額を地方税法第146条又は第147条及び三重県県税条例第124条又は第125条の規定によって賦課しましたから、納期限までに取扱金融機関、郵便局等（裏面参照）へ納めてください。	年 月 日 自動車税事務所長 印	領収日付印          	

(裏)

納付していただく場所

○県内取扱先

三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関

三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局

各県税事務所

○県外取扱先

三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関

愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

○三重県が指定したコンビニエンスストア

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付することになりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(その10)

(表)

住所  
氏名 様

自動車税種別割納税通知書

登録番号	
------	--

年度 自動車税種別割	税 額																		円	
	延 滞 金																			円
	合 計																			円
	納 期 限	年 月 日																		

上記の金額を地方税法第146条又は第147条及び三重県県税条例第124条又は第125条の規定によって賦課しましたから、納期限までに取扱金融機関、郵便局等（裏面参照）へ納めてください。

年 月 日

自動車税事務所長 印

(裏)

納付していただく場所

○県内取扱先

三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関  
三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局  
各県税事務所

○県外取扱先

三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関  
愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは

納期限までに完納されないときは、地方税法の規定により督促状を送付することになりますのでご注意ください。

この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。



(その11)

(表)

住所 氏名	様			
自動車税種別割納税通知書				
下記の自動車税種別割は、あなたの指定された預金口座から、自動的に振替納税させていただきます。				
納 (振	期 替	限 日)	年 月 日	
指 定 預 金 口 座	口座番号			
税 額 合 計	円			
上記の金額を地方税法第146条又は第147条及び三重県県税条例第124条又は第125条の規定によって賦課しましたから通知します。				
年 月 日				
自動車税事務所長 印				
登録番号	税 額	車台番号	グリーン化税制	車 名
合 計	円			
注1 4月中に廃車等で税額が変更された場合は変更後の金額で振替納税されま す。				
2 口座残高が不足の場合は口座振替ができませんので、振替日の前日までに口 座残高をご確認ください。				
3 裏面をよくお読みください。				

(裏)

## 延滞金について

法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

## この課税に不服がある場合は

この課税について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

第111号の審判規則(第11号)を次のように改める。

第 23 号様式の 2 (第 20 条の 2 関係)

(その 1)

	第	号			
	年	月	日		
住所					
氏名	様				
	県税事務所長 印				
税更正決定・加算金決定通知書					
税の課税標準及び税額を下記のとおり したので通知します。					
この通知書による不足税額等は、別紙納付（納入）書により 年 月 日までに三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関又は郵便局（三重県、愛知県、岐阜県及び静岡県内の各局）へ納めてください。					
なお、不足税額に対する延滞金も併せて納めてください。					
納 税 者 又 は 特 別 徴 収 義 務 者	住 所 又 は 所 在 地				
	氏 名 又 は 名 称				
	番 号				
年 度	期 別	申告年月日	指定納期限		
年度	年 月 分	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
更正決定の理由					
摘 要	課 税 標 準 額	税 率	税 額		
イ	円		円		
ロ	円		円		
差引過不足額（イーロ）	円		円		
延 滞 金	法律による金額				
過少申告加算金	対 象 税 目	通 常 分	円		
		加 重 分	円		
	ホ	通 常 分	%	円	
		加 重 分	%	円	

不申告加算金 へ	対象税額	円
	%	円
重加算金 ト	対象税額	円
	%	円
合計 (ハ+ホ+へ+ト)		円

注1 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。  
 なお、延滞金については、不足税額納付後に送付される延滞金納付書により納めてください。

2 この通知について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。  
 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。  
 なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。

第二十四号様式及び第二十四号様式の二を次のように改める。

第 24 号様式 (第 21 条関係)

(表)

住 所 氏 名                    様  督                    促                    状		
税 目		
期 別 / 事 業 年 度		
申 告 / 調 定 事 由		
納 税 者 番 号		
年度	税 額	円
	過少・不申告加算金	円
	重 加 算 金	円
	合 計	円
	延 滞 金	法律による金額
あなたの県税が上記のとおり滞納となっておりますから、至急取扱金融機関、郵便局等へ納めてください（根拠規定、納付（納入）場所、延滞金の算出方法等は、裏面を参照してください。）。 なお、この督促状が送付される前に既に納付（納入）済みの場合は、事務手続上、金融機関によつて、当所への通知が2週間程度遅れることがありますので、ご了承ください。		
年    月    日		
県 税 事 務 所 長    印 自 動 車 税 事 務 所 長		

(裏)

督促状の発付に係る地方税法の根拠規定	
税 目	根 拠 規 定

納付していただく場所

○県内取扱先  
 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関  
 三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局  
 各県税事務所

○県外取扱先  
 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関  
 愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

延滞金について  
 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは  
 この督促状を発した日から起算して11日目までに完納されなかつたときは、地方税法の規定により、やむを得ずあなたの財産を差し押さえなければなりませんのでご注意ください。

この督促に不服がある場合は  
 この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取つた日の翌日から起算して3月以内と地方税法第19条の4第1号に規定する期間とのいずれか早く経過する期間内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この様式は、税目により必要な調整をして使用することができる。



第 24 号様式の 2 (第 21 条関係)

(表)

住 所 氏 名  督 促 状 様			
年度	納 税 者 番 号		
事 業 年 度			
申 告 区 分			
法人県民税税額			円
法人事業税・特別 法人事業税又は地 方法人特別税税額			円
法人県民税延滞金	法律による金額		
法人事業税・特別 法人事業税又は地 方法人特別税延滞 金	法律による金額		
加算金	円	重 加 算 金	円
納 期 限	年 月 日		
あなたの県税が上記のとおり滞納となつていますから、至急取扱金融機関、郵便局等へ納めてください（根拠規定、納付（納入）場所、延滞金の算出方法等は、裏面を参照してください。）。 なお、この督促状が送付される前に既に納付済みの場合は、事務手続上、金融機関によつて、当所への通知が2週間程度遅れることがありますので、ご了承ください。			
年 月 日			
県 税 事 務 所 長 印			

(裏)

督促状の発付に係る根拠となる法令	
税 目	根 拠 規 定

納付していただく場所

○県内取扱先  
 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関  
 三重県内各ゆうちょ銀行・郵便局  
 各県税事務所

○県外取扱先  
 三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関  
 愛知県、岐阜県及び静岡県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

延滞金について  
 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

納付されないときは  
 この督促状を發した日から起算して11日目までに完納されなかつたときは、地方税法の規定により、やむを得ずあなたの財産を差し押さえなければなりませんのでご注意ください。

この督促に不服がある場合は  
 この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取つた日の翌日から起算して3月以内と地方税法第19条の4第1号に規定する期間とのいずれか早く経過する期間内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。  
 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。  
 なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。  
 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の三重県県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

---

三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年二月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県規則第五号**

三重県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県産業廃棄物税条例施行規則（平成十三年三重県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。  
第五号様式を次のように改める。

第5号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
法人にあっては、その代表者の氏名 様

県税事務所長 印

産業廃棄物税更正・決定・加算金決定通知書

産業廃棄物税の課税標準量、税額及び加算金を下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

この通知書による不足税額等は、別紙納付書により 年 月 日までに三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関又は郵便局（三重県、愛知県、岐阜県及び静岡県内の各局）へ納めてください。

納 税 者	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名			
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
申 告 書 提 出 期 限		申 告 書 提 出 年 月 日		
年 月 日		年 月 日		
更正又は決定の理由				
区 分	課 税 標 準 量	税 率	税 額	
更 正 又 は 決 定 ①	トン	1,000円	円	
申 告 ②	トン	1,000円	円	
差引不足税額③ (①-②)			円	
区 分	基 礎 と な る 税 額	課 率	加 算 金 額	
過 少 申 告 加 算 金 ④	(通常分) 円	%	円	
	(加重分) 円	%	円	
不 申 告 加 算 金 ⑤	円	%	円	
重 加 算 金 ⑥	円	%	円	
納付すべき税額等の合計額 (③+④+⑤+⑥)			円	
指 定 納 期 限		年 月 日		

注 1 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。

なお、延滞金については、不足税額納付後に送付される延滞金納付書により納めてください。

2 この通知書の記載事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して2通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

(規格A4)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の三重県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年二月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第六号

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和三十四年三重県規則第九号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前										
<p>第四条 (略)</p>	<p>(表示命令)</p> <p>第四条 法第四条第一項第七号若しくは同条第三項の規定による知事の登録に係る普通肥料又は法第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による知事への届出に係る指定混合肥料の生産業者は、別表の第一欄に掲げる普通肥料を生産したときは、遅滞なく、その容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個）に同表の第二欄に掲げる表示事項を表示しなければならない。</p> <p>第五条 (略)</p> <p>別表（第四条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="826 1115 1043 1160">第一欄</th> <th data-bbox="1043 1115 1394 1160">第二欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="826 1160 1043 1413"> <p>一 石灰窒素が原料として使用された普通肥料（原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。）</p> </td> <td data-bbox="1043 1160 1394 1413"> <p>この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後二十四時間以内は飲酒しないで下さい。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1413 1043 1666"> <p>二 たばこくずが原料として使用された普通肥料</p> </td> <td data-bbox="1043 1413 1394 1666"> <p>この肥料には、たばこくず（粉末）が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1666 1043 1899"> <p>三 土壤中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料</p> </td> <td data-bbox="1043 1666 1394 1899"> <p>この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用には使用しないで下さい。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1899 1043 2089"> <p>四 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料又は液状複合肥料</p> </td> <td data-bbox="1043 1899 1394 2089"> <p>この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないで下さい。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	第一欄	第二欄	<p>一 石灰窒素が原料として使用された普通肥料（原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。）</p>	<p>この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後二十四時間以内は飲酒しないで下さい。</p>	<p>二 たばこくずが原料として使用された普通肥料</p>	<p>この肥料には、たばこくず（粉末）が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。</p>	<p>三 土壤中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料</p>	<p>この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用には使用しないで下さい。</p>	<p>四 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料又は液状複合肥料</p>	<p>この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないで下さい。</p>
第一欄	第二欄										
<p>一 石灰窒素が原料として使用された普通肥料（原料が石灰窒素に限られたもの及び化学的操作を加えたものを除く。）</p>	<p>この肥料には、石灰窒素が入っていますから、施用後二十四時間以内は飲酒しないで下さい。</p>										
<p>二 たばこくずが原料として使用された普通肥料</p>	<p>この肥料には、たばこくず（粉末）が入っていますから、桑園又はその付近において使用すると、桑の葉にニコチンが吸収されて、蚕に害を与えることがあります。</p>										
<p>三 土壤中における硝酸化成を抑制する材料が使用された尿素、液状複合肥料又は家庭園芸用複合肥料</p>	<p>この肥料には、硝酸化成抑制材が入っていますから、葉面散布用には使用しないで下さい。</p>										
<p>四 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料又は液状複合肥料</p>	<p>この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないで下さい。</p>										

<p>五 動物由来たん白質(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)別表第一の二の(一)に定める動物由来たん白質であつて、同表の二の(一)第二欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。以下同じ。)が原料として使用された普通肥料(六に掲げるものを除く。)</p>	<p>動物由来たん白質(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)別表第一の二の(一)に定める動物由来たん白質であつて、同表の二の(一)第二欄に定める確認済ゼラチン等以外のものをいう。以下同じ。)が原料として使用された普通肥料(六に掲げるものを除く。)</p>	<p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p> <p>(注) 動物由来たん白質の次に( )を付し、( )の中にその由来する動物種を記載する。記載例</p> <p>この肥料には、動物由来たん白質(豚に由来するもの)が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p>
<p>六 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場があるもの</p>	<p>動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場があるもの</p>	<p>この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</p> <p>(注) 牛等由来たん白質の次に( )を付し、( )の中にその由来する動物種を記載する。記載例</p> <p>この肥料には、牛等由来たん白質(牛又は豚に由来するもの)が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</p>

第三号様式から第五号様式までの規定中「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第71号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和4年2月22日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
はなみずき皮ふ科	桑名市伝馬町12-2 アメニティ桑名1階	令和4年1月1日

きせ腎泌尿器科・かんぼうクリニック	桑名市赤尾 2027 番地 2	令和 4 年 2 月 1 日
神田小児科	伊勢市河崎一丁目 12 番 12 号	令和 3 年 12 月 1 日
うすい歯科	四日市市浜田町 12 番 16-2 号	令和 4 年 1 月 1 日
医療法人 さらの木歯科	四日市市富田 2 丁目 9-20	令和 4 年 1 月 1 日
訪問看護ステーション 結び	四日市市日永西 5 丁目 6 番 1 号	令和 4 年 2 月 1 日
訪問看護ステーション 虹の夢玉城	度会郡玉城町蚊野 2155 番地	令和 3 年 12 月 1 日

三重県告示第 72 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
古田医院	桑名市大仲新田屋敷 327-2	名称：医療法人大仲会大仲ファミリークリニック	令和 4 年 1 月 1 日

三重県告示第 73 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
南皮フ科	桑名市伝馬町 12-2 アメニティ桑名 1F	令和 3 年 12 月 31 日
若林耳鼻咽喉科	四日市市生桑町 114 の 1	令和 3 年 12 月 31 日
久保耳鼻咽喉科医院	鈴鹿市白子駅前 1-8	令和 4 年 1 月 5 日
神田小児科	伊勢市川崎 1 丁目 12 番 12 号	令和 3 年 11 月 30 日
うすい歯科	四日市市浜田町 12 番 16-2 号	令和 3 年 12 月 31 日
さらの木歯科	四日市市富田 2 丁目 9-20	令和 3 年 12 月 31 日
相野歯科医院	南牟婁郡紀宝町鶴殿 1336-12	令和 3 年 12 月 31 日
訪問看護ステーションレインボー	津市白塚町 2420-1	令和 3 年 3 月 31 日

三重県告示第 74 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
川瀬 猛士	山城鍼院 山城整骨	三重県四日市市山城町 1451-10	令和 4 年 1 月 10 日

三重県告示第 75 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
はなみずき皮ふ科	桑名市伝馬町 12-2 アメニティ桑名 1 階	令和 4 年 1 月 1 日



きせ腎泌尿器科・かんぼうクリニック	桑名市赤尾 207 番地 2	令和 4 年 2 月 1 日
神田小児科	伊勢市河崎一丁目 12 番 12 号	令和 3 年 12 月 1 日
うすい歯科	四日市市浜田町 12 番 16-2 号	令和 4 年 1 月 1 日
医療法人 さらの木歯科	四日市市富田 2 丁目 9-20	令和 4 年 1 月 1 日
訪問看護ステーション 結び	四日市市日西 5 丁目 6 番 1 号	令和 4 年 2 月 1 日
訪問看護ステーション 虹の夢玉城	度会郡玉城町蚊野 2155 番地	令和 3 年 12 月 1 日

三重県告示第 76 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
古田医院	桑名市大仲新田屋敷 327-2	名称：医療法人大仲会大仲ファミリークリニック	令和 4 年 1 月 1 日

三重県告示第 77 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
南皮フ科	桑名市伝馬町 12-2 アメニティ桑名 1F	令和 3 年 12 月 31 日
若林耳鼻咽喉科	四日市市生桑町 114 の 1	令和 3 年 12 月 31 日
久保耳鼻咽喉科医院	鈴鹿市白子駅前 1-8	令和 4 年 1 月 5 日
神田小児科	伊勢市川崎 1 丁目 12 番 12 号	令和 3 年 11 月 30 日
うすい歯科	四日市市浜田町 12 番 16-2 号	令和 3 年 12 月 31 日
さらの木歯科	四日市市富田 2 丁目 9-20	令和 3 年 12 月 31 日
相野歯科医院	南牟婁郡紀宝町鶴殿 1336-12	令和 3 年 12 月 31 日
訪問看護ステーションレインボー	津市白塚町 2420-1	令和 3 年 3 月 31 日

三重県告示第 78 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
川瀬 猛士	山城鍼院 山城整骨	三重県四日市市山城町 1451-10	令和 4 年 1 月 10 日

三重県告示第 79 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 登録年月日及び登録番号

平成 27 年 7 月 22 日 第 60 号

## 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社伊賀の里モクモク手づくりファーム	代表取締役社長 松尾 尚之	伊賀市西湯舟字大門 3609 番地

## 3 変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	農産物の種類	証明書番号
稲垣 豊	もみ、玄米	K242014541

**三重県告示第 80 号**

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 8 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の休止の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 登録年月日及び登録番号

平成 27 年 7 月 22 日 第 60 号

## 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社伊賀の里モクモク手づくりファーム	代表取締役社長 松尾 尚之	伊賀市西湯舟字大門 3609 番地

## 3 休止の期間

令和 4 年 2 月 9 日から同年 12 月 31 日まで

## 4 休止しようとする業務

国内産農産物（もみ・玄米）の品位等検査

**三重県告示第 81 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン津城山

津市久居小野辺町字君ヶ池 1082-1 ほか 115 筆

## 2 津市から聴取した意見

(1) イオンタウン津城山に関しては、立成小学校及び久居東中学校の校区であり、通学する児童生徒の通学路の近くでもあるため、工事を伴う場合は、交通誘導員を配置するなど、通学時の交通安全対策について配慮すること。

(2) 店舗敷地内は、黒木遺跡が含まれるため、土木工事を行う場合は、埋蔵文化財の届出を行うこと。

## 3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 2 月 22 日から同年 3 月 22 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任

の届出がありました。

令和4年2月22日

三重県知事 一見勝之

保々新田土地改良区（四日市市中野町 1555 番地 76）

退任理事

四日市市中野町 1570 番地 13

〃 〃 1462 番地

〃 市場町 2725 番地 1

〃 西村町 2974 番地

〃 〃 2978 番地

〃 〃 2977 番地 2

北川博美

藤牧定

山川政夫

山川久子

山川善彦

山川いく代

退任監事

四日市市場町 2732 番地 4

〃 〃 2733 番地

寺本豊

山川昌隆

就任理事

四日市市中野町 1555 番地 76

〃 西村町 2972 番地

〃 〃 2994 番地

〃 〃 2995 番地 2

〃 〃 4158 番地

〃 市場町 2946 番地

山川正智

市川大輔

市川信子

市川五男

山川晴美

服部圓

就任監事

四日市市西村町 2941 番地 2

〃 〃 2745 番地

服部敏洋

近藤悦子

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 45 条第 2 項の規定により、桑名市多度力尾土地区画整理組合の解散を令和 4 年 2 月 22 日付けで認可しました。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一見勝之

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 28 条第 1 項の規定により、伊勢市駅前 C 地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出がありましたので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 4 年 2 月 22 日

三重県知事 一見勝之

理事長の氏名及び住所

氏名 角前 博道

住所 伊勢市一志町 6 番 31 号

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>